

滋賀県立精神医療センター医療観察法地域連絡会議 議事概要

1. 日 時 平成 27 年 2 月 20 日（金） 15 時～15 時 50 分
2. 場 所 医療観察法病棟カンファレンス室
3. 出席者 地域自治会代表者委員 8 名、関係自治体等委員 9 名、院内委員 5 名、事務局 2 名

4. 概 要

(1) 病院長挨拶

(2) 議題

①医療観察法病棟の運営状況について

病棟管理医および事務局から資料に基づき説明

②医療観察法病棟にかかる住民訴訟の判決について

平成 24 年 8 月 8 日に滋賀県知事を被告として大津地方裁判所に提訴された医療観察法病棟建設事業費の返還訴訟について、平成 26 年 12 月 16 日に原告の訴えの大半を却下とし、一部を棄却とする判決が言い渡され、原告からも控訴がなかったため、判決が確定しました。

具体的には嘉田前知事個人と支出先（請負業者）に対し、それぞれ 19 件の事業費返還が求められていましたが、前知事への請求すべてと支出先への 17 件の訴えについては出訴期間（訴訟を提起できる期間）経過後ということで却下、支出先に対する残りの 2 件の訴えについては適法で審理の対象となりましたが、原告の主張する建築基準法違反や地域連携義務違反といった違法事由はないということで却下となりました。

(3) 質疑応答

<主な質疑>

委員：怒りのマネジメントとは具体的にはどういったことか。

センター→対象者自身が対人関係で怒りとして捉える場面を想定する等して、怒りの感情をコントロールする方法を身に付けることです。

委員：全国的に残病床数がひっ迫しているが、今後増やす見込みはあるのか。

委員→現在 2 病院を整備中であるが、厚生労働省も今後必要であれば増床を検討する可能性はあると聞いています。

委員：対象者の社会復帰に向けて、施設としての課題はあるか。

センター→5～10%と言われる処遇困難（治療しにくい）の対象者をどうするか。

社会復帰の流れをいかにスムーズにするか、具体的には住む場所の確保や地域支援体制の構築といった点が課題です。

事件の被害者が家族の場合等、家族関係の調整が難しいケースもあります。

委員：開棟後フェンスにセンサーを設置したとあったが、何か背景があつてのものか。
センター→特段の背景はありませんが、他施設も設置事例が多く、より安全性を増すために設置しました。

委員：早期退院の場合、回復期で退院することはあるのか。

センター→各ステージの期間が縮まって早期退院となることはありますが、回復期での退院はありません。

委員：退院者は必ず通院となるのか。

センター→最終的には裁判所の判断となりますが、医療観察法による治療が必要でないとならなければ通院処遇となり、ほとんどが通院処遇になっていると聞いています。

委員：地域連絡会議は原則年1回開催となっているが、毎年この時期開催ということか。

センター→昨年も2月に開催しており、来年以降もそのように計画しています。

委員：各委員から要請があつた場合、臨時の連絡会議を開催するとなっているが、例えば対象者の無断退去があつた場合は開催されるということか。

センター：そのような事案が発生した場合は、報告のためすみやかに開催します。